

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 36 号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（平成 12 年岩手県規則第 101 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理者兼任許可の申請)</p> <p>第 3 条 法第 7 条第 3 項（法第 27 条において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、<u>管理者兼任許可申請書（様式第 1 号）</u>を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けた者が、法第 7 条第 3 項の実務に従事しなくなったときは、速やかに<u>管理者兼任廃止届（様式第 2 号）</u>に管理者兼任許可に係る許可証を添えて知事に提出しなければならない。</p>	<p>(管理者兼任許可の申請)</p> <p>第 3 条 法第 7 条第 3 項（法第 27 条において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、<u>別に定める様式による</u>管理者兼任許可申請書を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けた者が、法第 7 条第 3 項の実務に従事しなくなったときは、速やかに、<u>別に定める様式による</u>管理者兼任廃止届に管理者兼任許可に係る許可証を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p><u>(薬局に関する情報の報告)</u></p> <p>第 3 条の 2 法第 8 条の 2 第 1 項の規定による知事への報告は、<u>1 年に 1 回行うものとする。</u></p> <p>2 <u>省令第 11 条の 2 の知事が定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法であって薬局開設者の使用に係る電子計算機と県の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は書面を提出する方法とし、同条の知事の定める日は、7 月 31 日とする。この場合において、書面を提出する方法により報告するときは、別に定める様式による薬局機能情報報告書により行わなければならない。</u></p> <p><u>(薬局に関する情報の変更の報告)</u></p> <p>第 3 条の 3 前条第 2 項の規定は、法第 8 条の 2 第 2 項の規定による知事への報告について準用する。この場合において、<u>前条第 2 項中「薬局機能情報報告書」とあるのは、「薬局機能情報変更報告書」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(身分証明書の書換え交付の申請)</p> <p>第 6 条 配置販売業者又はその配置員は、交付を受けた身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、<u>身分証明書の書換え交付</u>を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請は、<u>配置従事者身分証明書書換え交付申請書（様式第 3 号）</u>により行わなければならない。</p> <p>3 前項の申請には、既に交付された身分証明書を添えなければならない。</p> <p>(身分証明書の再交付)</p>	<p>(身分証明書の書換え交付)</p> <p>第 6 条 配置販売業者又はその配置員は、交付を受けた身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、<u>身分証明書の書換え交付</u>を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請は、<u>別に定める様式による配置従事者身分証明書書換え交付申請書</u>により行わなければならない。</p> <p>3 前項の申請には、<u>写真（申請前 3 月以内に撮影した正面、上半身、無帽の名刺型のもの。以下同じ。）及び既に交付された身分証明書を添えなければならない。</u></p> <p>(身分証明書の再交付)</p>

第7条 [略]

2 前項の申請は、配置従事者身分証明書再交付申請書(様式第4号)により行わなければならない。

3 [略]

4 [略]

(配置従事の届出)

第8条 法第32条の規定による配置従事の届出は、配置従事届(様式第5号)により行わなければならない。

第7条 [略]

2 前項の申請は、別に定める様式による配置従事者身分証明書再交付申請書により行わなければならない。

3 前項の申請には、写真を添えなければならない。

4 [略]

5 [略]

(配置従事の届出)

第8条 法第32条の規定による配置従事の届出は、別に定める様式による配置従事届により行わなければならない。

(登録販売者試験)

第9条 法第36条の4第1項の規定による試験(以下「登録販売者試験」という。)を受けようとする者は、別に定める様式による受験願書を知事に提出しなければならない。

(不正行為の禁止)

第10条 知事は、登録販売者試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

(合格証明書)

第11条 登録販売者試験に合格した者は、登録販売者試験に合格した旨の証明書の交付を知事に申請することができる。

2 前項の申請は、別に定める様式による登録販売者試験合格証明書交付申請書により行わなければならない。この場合において、第9条の受験願書の記載事項のうち本籍地又は氏名に変更があるときは、戸籍抄本又は外国人登録原票記載事項証明書を添えて行わなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。